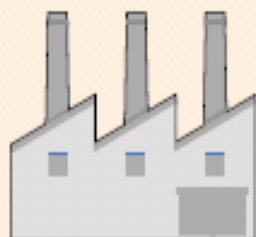


適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



軽減税率かどうかの判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき（取引時点）に判定します。



メーカー

メーカーが「飲食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「飲食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。



食品製造業

- ・ 飲食料品を製造するための外注加工費は、**標準税率**が適用されます。
- ・ 製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「**外食**」に該当し、**標準税率**が適用されます。

食品卸売業

- ・ 通常必要な容器（缶・トレイ等）に入った食品の販売には、全体に**軽減税率**が適用されます。

小売業

- ・ イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は**軽減税率**、店内飲食であれば、**標準税率**が適用されます。

飲食業

- ・ 飲食店での食事の提供やケータリング等は、**標準税率**が適用され、持ち帰り販売、出前等は**軽減税率**が適用されます。